6　アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官は、調整官をもって充てられるものとする。

第三十条　削除

（入札制度企画指導室、建設業適正取引推進指導室及び建設業技術企画室並びに建設業政策企画官及び紛争調整官）

第四十三条の三　建設業課に、入札制度企画指導室、建設業適正取引推進指導室及び建設業技術企画室並びに建設業政策企画官及び紛争調整官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　建設業技術企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設業者（浄化槽工事業者を含む。）の施工技術の確保に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　建設業に係る資源の有効な利用の確保に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

7　建設業技術企画室に、室長を置く。

8　建設業政策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（大臣官房並びに国際市場課及び建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

9　（削る）

（道路交通安全対策室及び道路防災対策室並びに道路環境調整官及び地域道路調整官）

第七十一条　環境安全・防災課に、道路交通安全対策室及び道路防災対策室並びに道路環境調整官及び地域道路調整官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　道路環境調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路の整備等に関する事務のうち、環境対策に関する特定事項についての企画及び立案に関すること。

二　沿道の環境の整備に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

7　（略）

（削る）

（建築環境推進官）

第七十九条の二　住宅局に、建築環境推進官一人を置く。

2　建築環境推進官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。

一　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること。

二・三　（略）

9　事業総括調整官、アセットマネジメント企画調整官、観光・地域づくり事業調整官及びインフラ情報・環境企画調整官は、調整官をもって充てられるものとする。

第三十条　行政情報化推進課に、オンライン申請対策官一人を置く。

2　オンライン申請対策官は、国土交通省の所掌事務に関する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する総合的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。

（入札制度企画指導室及び建設業適正取引推進指導室並びに建設業政策企画官、紛争調整官及び建設業技術企画官）

第四十三条の三　建設業課に、入札制度企画指導室及び建設業適正取引推進指導室並びに建設業政策企画官、紛争調整官及び建設業技術企画官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

（新設）

6　建設業政策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（総合政策局並びに国際市場課及び建設市場整備課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

7　（略）

8　建設業技術企画官は、命を受けて、建設業者の施工技術の確保に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（道路交通安全対策室及び道路防災対策室並びに地域道路調整官及び沿道環境専門官）

第七十一条　環境安全・防災課に、道路交通安全対策室及び道路防災対策室並びに地域道路調整官及び沿道環境専門官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

（新設）

6　（略）

7　沿道環境専門官は、命を受けて、沿道の環境の整備に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

（建築環境推進官）

第七十九条の二　住宅局に、建築環境推進官一人を置く。

2　建築環境推進官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。

一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること。

二・三　（略）